

## 建築確認申請等手数料減免事務処理要領

平成 25 年 6 月 28 日

都市整備部長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、平成 12 年埼玉県告示第 508 号 (以下「告示」という。) により建築確認申請等手数料 (以下「手数料」という。) の減免に際しての事務手続きを定める。

(減免願い)

第 2 手数料の減免を願い出る場合の手続き

- 1 減免を願い出る場合は様式 1 「建築確認申請等手数料減額 (免除) 願い」 (以下、「減免願い」という。) に必要事項を記入の上、建築確認申請書等に添えて提出する。
- 2 減免願いの願出者は、建築主又は確認申請書等の代理者の欄に記載の者とする。
- 3 免除を願い出る場合は、以下の書面を添付する。
  - (1) 告示第 2 項第 1 号に該当する場合
    - ・ り災証明等  
(申請ごとにり災証明等を添付する (写しは不可。))
  - (2) 告示第 2 項第 2 号に該当する場合
    - ・ 収用証明等  
(申請ごとに収用証明等を添付する (写しは不可。))

(受理)

第 3 減免願いの受理に際しての事務処理手続き

- 1 審査項目は以下のとおりとする。
  - (1) 告示第 1 項第 1 号に該当する場合
    - ・ 建築主が学校法人であること
    - ・ 申請建物が私立学校の用途に供する建築物であること
  - (2) 告示第 1 項第 2 号に該当する場合
    - ・ 建築主が地方公共団体であること
    - ・ 公用又は公共用に供する建築物であること
  - (3) 告示第 2 項第 1 号に該当する場合
    - ・ り災証明等が添付されていること
    - ・ 減免願いとり災証明等の建築主が同一であること
    - ・ 建築確認申請書等の建築物の用途がり災証明等の建築物の用途に含まれていること

(4) 告示第2項第2号に該当する場合

- ・ 収用証明等が添付されていること
- ・ 減免願いと収用証明等の建築主が同一であること

(その他)

第4 この要領に定めのない事項については、建築安全課と各建築安全センターで協議して定める。